

## 寄附に関する 税制上の優遇措置について

社会福祉法人 中部盲導犬協会へのご寄附は税制上の優遇措置が受けられます。  
税制上の優遇措置を受けるためには確定申告による所定の手続きが必要となります。

### 1. 個人の場合

**所得税について……………** 確定申告の際に「寄附金控除」が認められます。なお、平成23年1月1日以降のご寄附より、従来の「所得控除」に加え、「税額控除」のいずれか、有利な方を選択適用することができるようになりました。

#### 所得控除を選択した場合の計算式

所得控除額 = (寄附金額(総所得の40%を限度) - 2千円)

#### 税額控除を選択した場合の計算式

税額控除額(所得税額の25%を限度)  
= (寄附金額(総所得の40%を限度) - 2千円) × 40%

**住民税について……………** 平成27年1月1日現在、愛知県及び名古屋市の条例により寄附金控除指定団体に指定されています。こちらにお住まいの方は、確定申告の際に「寄附金控除」が認められています。

#### 県民税の控除額の計算式

税額控除額 = (寄附金(総所得の30%を限度) - 2千円) × 4%

#### 市民税の控除額の計算式

税額控除額 = (寄附金(総所得の30%を限度) - 2千円) × 6%

### 税制上の優遇措置を受けるための手続き

寄附金控除の適用を受けるためには、確定申告の際に、当法人発行の領収書等一定の書類を添付する必要があります。  
(※寄附金控除制度等の詳細につきましては、お近くの税務署等へお問い合わせください。)

### 2. 法人の場合

法人が、社会福祉法人を含む特定公益増進法人等に対し寄附を行った場合には、「特定公益増進法人等に対する寄附金の損金算入の特例」の適用を受けることができます。

当該適用を受けるためには、確定申告書等に法人税別表十四(二)「寄附金の損金算入に関する明細書」の記載及び添付があり、かつ、当法人の発行した一定の書類の保存がある場合に認められることとなっております。

(※特定公益増進法人等に対する寄附金の損金算入の特例の詳細につきましては、お近くの税務署等へお問い合わせください。)



社会福祉法人 **中部盲導犬協会**

〒455-0066 愛知県名古屋市港区寛政町3-41-1  
TEL.052-661-3111 FAX.052-661-3112